

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

### 奈良県教育委員会規則第十一号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第九号中「第三十一条の六第一項第二号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事」を「第三十一条の七第一項第二号から第四号までに規定する職、同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び同項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）」に改め、同項第二欄第十号中「第三十一条の六第一項第九号に規定する学校司書」を「第三十一条の七第一項第五号及び第六号に規定する職、同項第八号に規定する主事並びに同項第九号に規定する学校司書（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）」に改め、同項第二欄第十一号中「第三十一条の六第一項第十一号に規定する学校栄養士」を「第三十一条の七第一項第十一号に規定する学校栄養士（医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）」に改め、同項第二欄第十二号中「第三十一条の六第一項第十二号から第十五号までに規定する職」を「第三十一条の七第一項第十二号に規定する指導技能員」に改め、同項第三欄中「事務職員」を「係長」に、「学校司書」を「主事」に、「学校栄養職員」を「技師」に、「技能員」を「指導技能員」に改め、同項に次のように加える。

十三 規則第三十一条の七第一項第十三号から第十五号までに規定する職の属する職制上の段階

技能員

第一条の表二の項中

<p>六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員の属する職制上の段階</p>	<p>事務職員</p>
<p>七 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員の属する職制上の段階</p>	<p>学校栄養員</p>

<p>職</p>	
<p>を</p>	
<p>六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）並びに法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>係長</p>
<p>七 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>	<p>主事</p>
<p>八 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項の</p>	<p>技師</p>
<p>に改め</p>	

る。

**附 則**

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

規定により置かれる学校栄養職員（医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）の属する職制上の段階